



MINISTRY OF DEVELOPMENT, INDUSTRY AND COMMERCE
NATIONAL INSTITUTE OF INDUSTRIAL PROPERTY

省令/ INPI / PR Nº XXX, OF XXXXXXXX, 2024

PPH プロジェクト、フェーズ V の確立

大統領およびブラジル産業財産権庁、特許・コンピュータプログラム・集積回路利用権局長は、2022 年 9 月 26 日法令 No.11,207 で規定される権限の行使において、プロセス INPI nº 52402.001426/2024-37 の内容を鑑み、

以下のことを決定する：

第 1 条 本省令は、ブラジル産業財産庁（INPI）において特許審査ハイウェイ・プロジェクトのフェーズ V を確立するものである。

第 2 条 本省令では、以下の定義が用いられるものとする：

I - 特許審査ハイウェイ（PPH）：ブラジル産業財産庁と他の知的所有権庁間の覚書（MOU）を介して行われるプロジェクトのことである（※JPO 日本語仮訳時注：実際には MOU に限らない。JPO とは MOC を締結している）。

II - グローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）：特許審査ハイウェイの多国間協力プログラムのことであり、PPH スキームの 3 種類、つまり、通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH が含まれる。

III - 国際特許出願：特許協力条約（PCT）に従って出願される特許出願のことである。

IV - 特許プロセス：特許または実用新案を付与することにより産業財産権を保護することを目的とした INPI での行政プロセスであり、特許出願の提出またはブラジル国内段階への移行請求から、行政段階の終了までのプロセス。

V - パートナー庁： PPH 申請時に、INPI との PPH の取決、および／または GPPH における取決に参加している IP 庁であり、それらの庁は、以下のサイトに掲載されている。

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/pph/acordos-pph-assinados-pelo-inpi>

VI – 先行審査庁（OEE）：対応する特許出願の特許性を INPI よりも前に審査したパートナー庁であり、PCT に基づく国際機関、または、国内もしくは広域特許庁としての役割を担う庁。

VII – 対応する特許出願：INPI の特許出願に関連する、先行審査庁に申請された特許出願であり、優先日あるいは国際出願日のうち、最先の日付が同じであるもの。

VIII – 特許可能/許可可能であると判断される主題：先行審査庁（第 2 条 VI）が以下を行った主題：

a) 国内または広域特許庁としての役割を担って、実体審査を行い、OEE による最新のオフィスアクションにおいて少なくとも一の請求項が特許可能/許可可能であると示したもの（別紙 F - https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/globalpph/annex_f.pdf を参照されたい）。

b) PCT に基づく国際機関としての役割を担って、実体審査を行い、PCT 出願の国際段階において最新の成果物で（新規性、進歩性および産業上の利用可能性から）少なくとも一の請求項が許可可能であると示したもの。

IX – 十分に対応する請求項：本省令別紙 II に従って、INPI に出願された特許出願の請求項であって、翻訳および形式の差異を考慮した上で、先行審査庁（第 2 条 VI）が特許可能/許可可能と判断する請求項の範囲と同一であるか類似している、または範囲がより狭い請求項のこと。

X – 範囲がより狭い請求項：INPI に提出された請求項であって、先行審査庁が特許可能と判断した請求項との関連において、明細書および／または請求項で裏付けされた技術的特性を追加することで限定されたもの。

§1 INPI に提出されたクレームセットの中に、先行審査庁のクレームセットに含まれていなかった新しいカテゴリーの請求項が導入されている場合、その新しいカテゴリーの請求項は、本条 IX で定めるとおり、十分に対応しているとは判断されない。

§2 主たる出願の特許付与を条件として、追加証明書（追加特許）は、本条 IV に示されるところの特許プロセスとみなされる。

第 1 編

プロセスおよび申請の要件

第 3 条 PPH 申請を伴う特許出願についての行政手続は、出願が以下の要件を満たせば優先的に処理されるものとする：

I – 1996 年 5 月 14 日法律 9.279 号第 30 条で定義される秘密保持の期間内でないこと、または 1996 年法律 9.279 号第 30 条§1 の規定のとおり、早期公開請求を伴うものであること、または、国際出願の場合、国際知的所有権機関（WIPO）により公開されていること；

II – 1996 年法律 9.279 第 33 条の規定のとおり、実体審査関連の手数料が支払われていること；

III – その他の処理優先権がないこと；

IV – 優先処理の請求から決定までの間に、当該特許出願に 1996 年法律 9.279 第 26 条および第 32 条に規定される出願人の自発的な分割または補正がないこと；

V – 実体審査が開始されていないこと；

VI – 第 2 条 VII で定義される対応する特許出願があること；

VII – 第 2 条 VIII で定義される特許可能/許可可能と判断される主題があること；

VIII – 第 2 条 IX で定義される十分に対応する請求項を有すること。

補項 1996 年法律 9.279 第 26 条で規定される分割出願の場合、優先処理の申請に先立ち、原出願とその分割出願双方とも本条 I、II、IV の規定に従わなければならない。

第 4 条 PPH 申請は、下記要件を満たさなければならない：

I – 単独または共同でいずれかの出願人により、または有資格弁護士により、特許プロセスにおいて行われること；

II – サービスコード 277 の手数料を用いて、連邦政府納付票（ポルトガル語：*Guia de Recolhimento da União - GRU*）の支払い後に行われ、申請の目的において先行審査庁が明示されていること；

III – 作成が完了した PPH/GPPH 電子請求フォームにより提出されること；

IV – 下記の文書が添付されていること；

a) 当該特許出願が本省令第 3 条 VI の定義を満たすことを証明する文書の表紙の写し；

b) OEE による最新のオフィスアクションの写し、または、PCT 出願の国際段階での最新成果物の写しであって、当該特許出願が本省令第 3 条 VII の定義を満たすことを証明し、INPI ウェブページ（www.inpi.gov.br）、「特許」（「*Patentes*」）、「特許審査ハイウェイ（*Patent Prosecution Highway (PPH)*）」に掲載されているもの；

c) 文書がポルトガル語、英語またはスペイン語で記載されていない場合、本条 IV の b) に列記される文書が本省令第 3 条 VII を遵守している旨の宣言書；

d) 先行審査庁の実体審査報告書に記載される先行技術の非特許文献の写し；

e) 当該特許出願が本省令第 3 条 VI、VII および VIII に記載の要件を満たす根拠となる、先行審査庁に提出された最新の請求項一式の写し；

f) INPI の特許出願の補正に関連する現在の法律を遵守し、本省令第 3 条 VI、VII および VIII での要件を満たすために補正された特許出願、または、特許出願が各項目の要件を満たす旨の宣言書；

g) 先行審査庁によって特許可能と判断された請求項と、INPI に提出された新しい請求項との相関関係を示す、本省令別紙 I のモデルに従った請求項対応表、または INPI に提出された請求項が先行審査庁によって特許可能と判断された主題を含む出願の請求項の単なる翻訳であることを示す宣言書。

§1 文書、証明書、またはその写しは、INPI から発行されている場合、または、すでに優先処理請求の特許プロセス対象にある場合、それらの文書を提出する必要はなく、および／または、出願人もしくは権利者の代理人を特定する必要はなく、これは、2015 年 3 月 16 日法律第 13.105 号第 75 条に基づく。

§2 本条 II で言及される支払いは、参加申請の評価手数料にあたる。

§3 必要な書類の写しがポルトガル語、英語、またはスペイン語以外の言語で記載されている場合は、これらの言語のうち、一の言語に翻訳したものを提出しなければならない。

§4 特許出願の優先処理についての PPH/GPPH 申請は、特許協力条約（PCT）第 23 条 2 に定められた 30 ヶ月の期限前に、ブラジル国内段階移行後の国際出願のプロセスまたは審査を直ちに開始する旨の出願人による明示的な請求と判断されるものとする。

第 5 条 PPH プロジェクトには、下記の制限を受けるものとする：

I－ 申請は、2025 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までの期間に行うことができる；

II－ 国際特許分類（IPC）の同じセクションに分類された特許プロセスでは、年間サイクルで最大 1000 件の本プロジェクトへの参加申請が行える；

III－ 年間サイクルで最大 3200 件の参加申請を受け付けることができる；

IV－ また、本プロジェクトは、優先権が認められたすべての特許プロセスの INPI での行政処理段階が終了するまで続くものとする。

§1 本条の各項目に記載された量的制限は、優先処理の個々の申請の受入れ可否、または先行審査庁が提示した結果の承認の可否（第 2 条 IV）に依るものではない。

§2 本条各項目に記載された上限件数に至るまでの申請受付は、優先処理の申請日時の順序に従うものとする。

§3 本条 II および III で言及される年間サイクルは、年の初日を開始とし、同年の最終日で終了し、延長は認められないものとする。

第 2 編

優先的プロセスの処理

第 6 条 特許・コンピュータプログラム・集積回路利用権局（DIRPA）は、優先権申請の評価手続きを定義し、要件およびプロセスが本省令で定められた基準を満たしているかを確認し、その決定を産業財産公報（ポルトガル語：Revista Eletrônica da Propriedade Industrial - RPI）により公表するものとする。

§1 INPI は、優先処理申請の評価に必要な手続きを優先的に行うものとする。

§2 省略されるケースは、最初に特許プロセスの処理を行う担当局の最高権限者によって決定されるものとする。

§3 DIRPA は、本省令で扱われるやり方で、特許プロセスでの優先処理の申請受付を、全体的に、または部分的に一時停止できる。

§4 DIRPA は、§3 に記載された停止について、少なくとも 30 日前に通知するものとする。

第 7 条 情報の提供、証拠の提示、手数料の支払いおよび／または手数料の補完が必要な場合、単一の要求が発令されるものとする。

§1 DIRPA がポルトガル語、英語、またはスペイン語の文書を含む無料の公的電子データベースを介し情報にアクセスする場合、行政の裁量により、第4条IV「a」、「b」、「c」、「d」または「e」に関連する情報の関係者による証明は免除されうる。

§2 本条に記載された要求が発令された場合、出願人は、連邦政府納付票（ポルトガル語で「Guia de Recolhimento da União - GRU」）を作成し、サービスコード 206 を付して「優先処理のための方式要件の遵守」として申請の目的を記載した上で、INPI の電子申請システムを介して 60 日以内にその要求を満たさなければならない。

§3 要求が満たされない場合、DIRPA は、行政の裁量により、職権でその不備を修正することができる。

第 8 条 優先処理は以下の場合認められないものとする：

I-申請の評価に必要なデータ、行為、もしくは文書が出願人／代理人に対して求められたものの、彼らが第 7 条で定義された期限および方法に従わなかったとき；

II – 申請が、第 2 条 IV もしくは§2 で定義される特許プロセスに関係していないとき；

III – 特許プロセス中にある出願が、第 3 条 III、IV、V もしくは VI で定められた要件を満たしていないとき；

IV – 申請が第 4 条 I、II もしくは III に反して提出されるとき；または

V – 第 5 条 II もしくは III に定められた制限に達したとき。

§1 特許出願が優先処理を受けるには不適格とされた場合でも、特許プロセスでは通常の処理が維持され、PPH 申請において提出された特許出願の補正は考慮されないものとする。

§2 出願人／代理人の要求に応じて、本条 II、III、IV または V に基づき非承認となった優先処理申請の請願に対して徴収された手数料を返金することができる。

第 9 条 優先処理の受入は、INPI の行政段階におけるすべての行為の優先順位付けを含むものとする。

§1 特許出願の優先処理は、ブラジルの法規に従い、他の施行中の手続きを遵守して行われるものとする。

§2 実体審査の最初の決定が公表された後で優先処理出願が分割された場合、原出願のみが優先処理の対象であり続けるものとする。

第 10 条 優先処理は以下の条件に該当する場合に取り消されものとする：

I－出願人の行動により、特許プロセス手続きが本省令第 3 条で規定された条件をもはや満たさなくなったとき；

II－優先処理が受け入れられた後、かつ実体審査の最初の決定が公表される前に、出願人が特許出願の自発的な分割または補正を行ったとき；または

III－特許出願の実体審査中に、本省令第 4 条 IV 「b」、「c」、「d」、「e」、「f」または「g」に列挙された文書に矛盾が確認されたとき。

第 11 条 優先処理に関する決定には、異議を申し立てることができない。

補項 利害関係者は、新たに請求を裏付ける書類を添付して新たな優先処理の申請を行うことができる。

第 3 編 移行および最終規定

第 12 条 以下のパイロットプロジェクト、PPH INPI-USPTO、PPH INPI-JPO、PPH PROSUL、PPH INPI-EPO、PPH INPI-CNIPA、PPH INPI-USPTO II、PPH INPI-DKPTO、PPH INPI-UK IPO、PPH INPI-PROSUL II、PPH INPI-JPO II、PPH PROSUL III、PPH、PPH II、PPH III および PPH IV への参加に関して提示された保留中の評価請求は、本省令第 2 編に設定された手続に従い評価される。

補項 本条に記載された申請は、申請の提出時点で有効な規制法令に定められた方式および実体要件を満たす必要があり、対応するパイロットプロジェクトに割り当てられるものとする。

第 13 条 2022 年 12 月 27 日 RPI 2712 で公表された、2022 年 12 月 16 日省令 /INPI/PR 78 は、廃止される。

第 14 条 本省令は 2025 年 1 月 1 日に施行される。

リオデジャネイロ、XXXXXXXX XX, XXXX.

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

大統領

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

特許・コンピュータプログラム・

集積回路利用権局長

別紙 I

請求項対応表

Claims Correspondence Table		
Claim number requested at INPI	Claim number considered patentable by the Office of Earlier Examination	Comment on correspondence

別紙 II

1- 十分に対応している請求項の例。

事例	先行審査庁により特許可能と判断される請求項		INPI に申請される特許出願の請求項		解説
	請求項	技術的特性	請求項	技術的特性	
例 1	1	A	1	A	INPI に出願された請求項 1 は、先行審査庁の請求項 1 と同じ範囲である
例 2	1	A	1	A	INPI に出願された請求項 1 は、先行審査庁の請求項 1 と同じ範囲である INPI に出願された請求項 2 は特性「A」が記載され、明細書には技術的特性「a」が付け加えられている（明細書または請求項一式）。 .
			2	A + a	
例 3	1	A	1	A	INPI に出願された請求項 1 は、先行審査庁の請求項 1 と同じ範囲である INPI に出願された請求項 2 および 3 は、先行審査庁の「特許可能な」請求項 2 および 3 と同じ範囲である。
	2	A + a	2	A + b	
	3	A + b	3	A + a	
例 4	1	A	1	A + a	INPI に出願された請求項 1 には明細書で開示された技術的特性が追記されている。

2- 十分に対応していないと判断される請求項の例

事例	先行審査庁により特許可能と判断される請求項		INPI に出願された特許出願の請求項		解説
	請求項	技術的特性	請求項	技術的特性	
例 5	1	A (製品)	1	A' (方法)	INPI に出願された請求項 1 は、承認されない。請求項の範囲が先行審査庁での請求項 1 から変更されているからである。
例 6	1	A + B	1	A + C	INPI に出願された請求項 1 は、承認されない。先行審査庁で特許可能と判断された請求項 1 の技術的特性の一部を創出または変更しているからである。